



岩倉市 子ども未来 応援計画

概要版

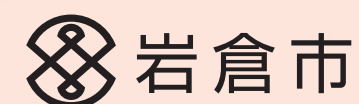
令和7年度～令和11年度



岩倉市子ども未来応援計画 ー概要版ー

■発行: 岩倉市(2025年3月) ■編集: 健康こども未来部こども家庭課

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地 TEL 0587-38-5810 FAX 0587-66-6380
ホームページ <https://www.city.iwakura.aichi.jp/>



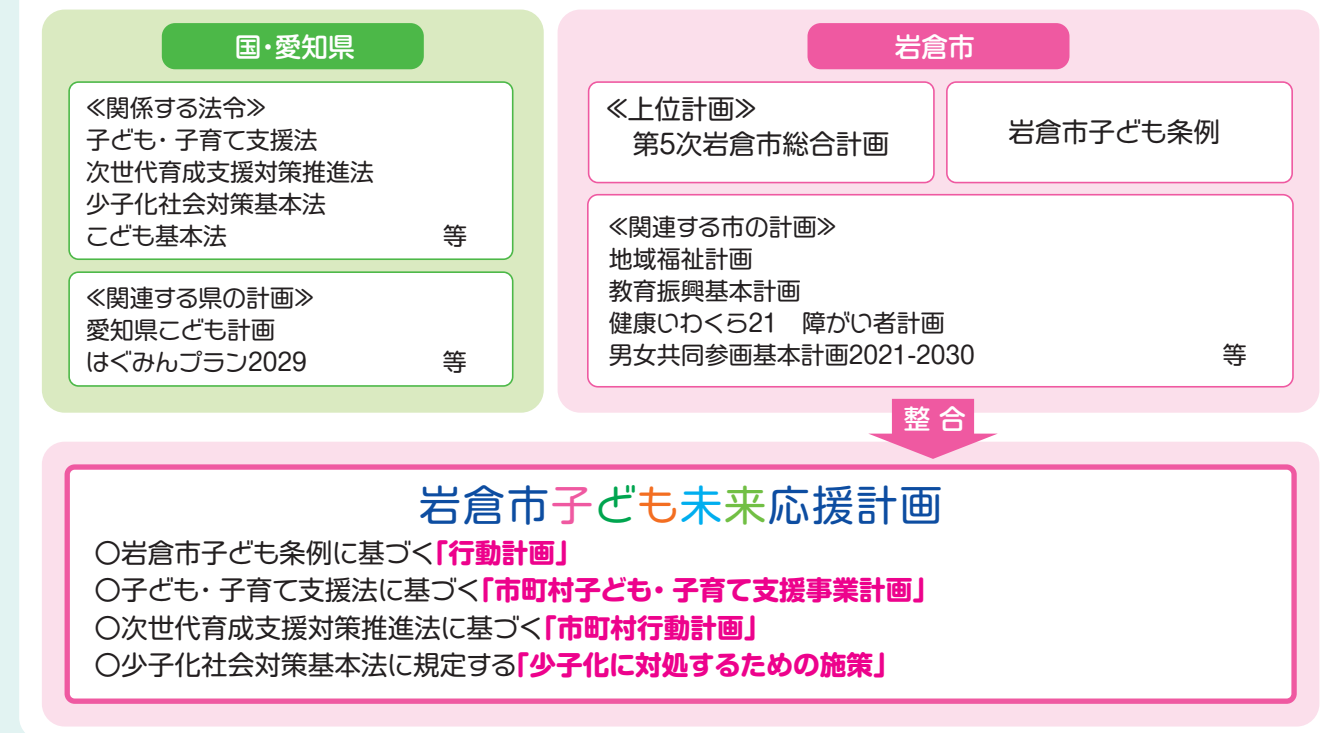
計画の位置づけ

この計画は、岩倉市子ども条例第19条に基づく行動計画と、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を一体のものとして策定するものです。

さらに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画及び少子化社会対策基本法第4条に規定する少子化に対処するための施策を含みます。

また、子どもに関する様々な分野の取組を横断的に進めていくために、本市の上位計画である「第5次岩倉市総合計画」をはじめ、関連計画との整合を図ります。

図表 計画の位置づけ



計画の対象

妊産婦と0歳から18歳までの子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)及びその家庭を対象とします。ただし、施策によっては18歳以上の者を対象として含みます。

計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

SDGs(持続可能な開発目標)の推進

本計画の施策を実行することは、以下のSDGsの達成にもつながります。



基本理念

だれもが大切 輝く個性 子ども未来応援のまち いわくら

子どもは権利の主体であり、その存在そのものが尊く、多様な人格を持った「一人の人間」として、年齢や性別、国籍、障がいの有無等関係なく、だれもが大切にされるべき存在です。

本市ではこれまで、岩倉市子ども条例に基づく子ども行動計画により、子どもの権利に関する啓発を行い、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に進めてきました。また、令和2年度に策定した「第5次岩倉市総合計画」(計画期間：令和3年度～令和12年度)においても、基本目標の一つに「個性が輝き心豊かな人を育むまち」を掲げ、市民・NPO・地域・行政等のさまざまな主体が互いに協働するマルチパートナーシップにより、すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動している未来を目指して、まちづくりを進めています。

まちづくりをはじめ、子どもに関する施策の推進にあたっては、大人だけで考えるのではなく、子どもを大切な「一人の人間」として認識して、子どもの目線に立ちながらしっかりと向き合い、声を聴くことが重要です。子どもを対象としたアンケート調査でも、“子どもの意見や考えを尊重すること”を求める声や“他者と比較することなく向き合ってほしい”という声があり、子ども自身も、自分を「一人の人間」として見てもらうことを望んでいることが明らかになっています。

子どもの意見を聴くためには、子ども自身が意見や考えを表明できる機会やきっかけを提供する必要があります。そして、社会全体で子どもの意見を尊重し、マルチパートナーシップによるまちづくりや子どもに関する施策を推進することが重要です。さらに、意見を聴くだけでなく、子どもとともに考え、施策を推進していくことで、子ども自身も「一人の人間」として認められたと感じられ、将来に夢や希望を持てることにつながります。

子どもたちは、一人ひとりが個性豊かな存在であり、だれもが安心してその個性や能力を発揮し、自分らしく活躍できることを望んでいます。また、SDGsの目指す「誰一人取り残さない」社会の実現のためには、子どもの置かれた境遇により格差が生じないように配慮することも忘れてはなりません。

本計画では、子どもたち一人ひとりを大切に、その声を聴きながら、個性を認め、伸ばし、子どもたちの夢や希望に満ちた未来を市全体で応援していくために、基本理念を掲げます。



基本目標 1 権利の主体である子ども

岩倉市子ども条例に基づき、保護者をはじめ社会全体で子どもの権利を守る取組を推進するとともに、子ども自身が一人の人間として権利を有することを認識できるよう、子どもに対する権利についての学習機会の提供に努めています。

また、子どもの権利のうち「参加する権利」を保障し、市や地域社会は、子どもが主体的に参画できる仕組みをつくることに努めています。

(1) 子どもの権利を守る

- ①子ども自身による子どもの権利の理解の推進
- ②保護者や社会全体での子どもの権利の理解の推進
- ③子どもの権利を守る取組の推進

【主な取組・事業】

- ・子ども条例啓発事業
- ・小中学校における人権教育の推進
- ・子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカー等設置事業
- ・じどうかなないろそうだんしつ事業
- ・いじめ問題対策連絡協議会の開催
- ・子どもの権利救済委員会の開催 など



(2) 子どもの意見表明・参加への支援

- ①子どもの意見表明・参加の場づくりの推進
- ②地域の行事等における子どもの参加の支援

【主な取組・事業】

- ・児童館、小中学校の行事の企画運営への参加機会の確保
- ・児童館意見箱事業
- ・ユースワーカーの育成 など



基本目標 2 安定した環境で健康に育つ子ども

子どもには、子どもらしく育つための「育つ権利」と、安全で安心して生きていくための「守られる権利」があります。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識として、すべての子どもが心身ともに健やかに成長でき、また、保護者が安心して子育てができるように、子どもとその家庭に対して、健やかに成長できる環境の提供をはじめとした支援を行っていきます。

特に、様々な困難を抱える子どもやその家庭に寄り添い、きめ細かな支援を行います。

(1) 妊産婦と子どもの健康への支援

- ①母子保健の推進 ②食育の推進

【主な取組・事業】

- ・妊婦・産後健康診査
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・学校における多彩な献立提供 など



(2) 安心して子どもを生み、育てることへの支援

- ①安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

【主な取組・事業】

- ・赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)
- ・子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業) など



(3) 経済的負担の軽減

- ①すべての子育て家庭を対象とする経済的負担の軽減

【主な取組・事業】

- ・妊婦のための支援給付事業
- ・子ども医療費支給事業 など



(4) 仕事と子育ての両立支援

- ①保育等子育てサービスの充実 ②働き方改革等による両立支援

【主な取組・事業】

- ・保育園送迎ステーション事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・働き方改革の推進 など

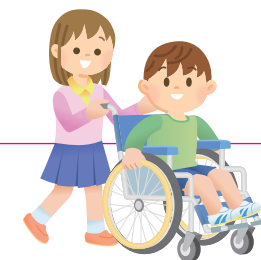


(5) 困難を抱える子どもとその家庭への支援

- ①不登校、引きこもり対策 ②障がいや発達の遅れ等のある子ども、医療的ケア児とその家庭の支援
- ③外国にルーツをもつ子どもとその家庭の支援
- ④児童虐待、不適切な養育環境等にある子どもとその家庭の支援
- ⑤子どもの貧困対策 ⑥ひとり親家庭支援 ⑦自殺対策

【主な取組・事業】

- ・教育支援センター運営事業
- ・医療的ケア児支援事業
- ・あゆみの家児童発達支援事業
- ・小中学校における日本語教育
- ・養育支援訪問事業
- ・生活困窮者自立支援事業(学習支援事業・就労準備支援事業・食料支援事業)
- ・児童扶養手当、愛知県遺児手当、岩倉市遺児手当の支給
- ・母子・父子家庭医療費支給事業
- ・地域自殺対策事業 など



基本目標 3 社会や地域で安心して育つ子ども

「自分らしく生きる権利」をもつ子どもたちが、安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動の機会を得ることを通じて「自己肯定感」や「自己有用感」を高め、自分らしく生きることができる社会を実現するために、子どもの居場所づくりや子どもやその家庭が快適で安全に過ごせる環境づくりを推進していきます。

(1) 質の高い教育・保育の提供

- ① 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供
- ② 地域との連携による子育て支援
- ③ 質の高い学校教育の推進
- ④ 学校における特別支援教育の推進

【主な取組・事業】

- ・公立保育園における異年齢保育の実施
- ・魅力ある学びづくり支援事業
- ・コミュニティ・スクール事業
- ・通級指導事業 など



(2) 子どもの居場所づくりと多様な交流や体験の支援

- ① 子どもの居場所づくり
- ② 多様な交流と体験の支援

【主な取組・事業】

- ・放課後児童健全育成事業
- ・中学生・高校生世代の居場所づくり
- ・多世代交流事業 など

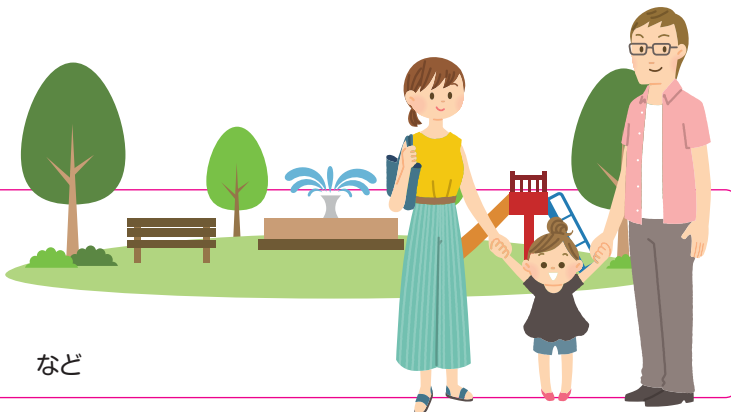


(3) 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり

- ① 安全・安心な遊び場の確保
- ② 防災対策
- ③ 防犯対策・非行防止
- ④ 交通安全

【主な取組・事業】

- ・子育て支援センター事業《再掲》
- ・若年者への消費者教育
- ・青少年健全育成事業
- ・防犯灯・安全安心カメラ設置事業 など



基本目標 4 将来に希望を持つ子ども

すべての子どもたちが「権利の主体である子ども」「安定した環境で健康に育つ子ども」「社会や地域で安心して育つ子ども」として育ち、将来に希望をもてるよう、基本目標1～3に掲げる施策や事業を推進していきます。

また、子どもたちが大人になったときのために、子どものころから命の大切さについて意識啓発を行うとともに、結婚して家庭を築き、子どもを生み、育てることを希望する若者に対し、出会いの機会等を創出します。

(1) 将来子どもを産み、育てたいと希望する子どもや若者に対する支援

- ① 将来親となる世代に対する意識啓発
- ② 将来子どもを産み、育てたいと希望する人への経済的な支援
- ③ 出会いの機会の創出

【主な取組・事業】

- ・人権教育推進事業
- ・一般不妊治療費助成事業
- ・婚活イベント等の開催 など

